

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和4年(2022年11月30日作成))

[所管：福祉部長寿安心課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	介護保険法	27-10・12	要介護認定の申請の却下	B
2	介護保険法	32-9	要介護支援の申請の却下	B
3	介護保険法	31	要介護認定の取消し	B
4	介護保険法	27-11	要介護認定申請処分の延期	B
5	介護保険法	34	要支援認定の取消し	B
6	介護保険法	32-9	要支援認定申請処分の延期	B
7	老人福祉法	10-4-2	老人日常生活用具の給付事業 給付費用の返還	A
8	成年後見制度の利用の促進に関する法律	11-8	助成の中止及び返還	A
9	介護保険法	115-29	登録の取消	A
10	介護保険法	128	社会福祉法人が実施する介護老人 福祉施設・居宅介護サービス利用者 に対する軽減事業 不正利得の返還	A
11	介護保険法	115-45	豊中市家族介護慰労金支給事業 支給制限	A
12	介護保険法	115-45	豊中市家族介護慰労金支給事業 慰労金の返還	A
13	介護保険法	115-45	豊中市紙おむつ給付事業 給付の停止又は廃止	A
14	介護保険法	115-45	豊中市徘徊高齢者位置情報提供シ ステム事業 利用の停止又は廃止	A
15	介護保険法	115-45	豊中市在宅給食サービス事業 利用の停・廃止	A
16	介護保険法	115-45	豊中市高齢者みまもりあいステッ カー利用支援事業 利用の取消し	A

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		要介護認定の申請の却下
根拠法令及び条項		介護保険法第 27 条第 10 項・第 12 項
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課介護認定係
処 分 基 準	関 係 条 項	介護保険法第 27 条第 1 項
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、同法第 27 条第 1 項の申請に係る被保険者が、正当な理由なしに同法第 27 条第 2 項の規定による調査に応じないとき、又は同法第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないときは、要介護認定の申請を却下することができる。 <p style="text-align: right;">・・・(介護保険法第 27 条第 10 項)</p> ● 申請をした日から 30 日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは処分遅延のただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請にかかる被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。 <p style="text-align: right;">・・・(介護保険法第 27 条第 12 項)</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名	要支援認定の申請の却下	
根拠法令及び条項	介護保険法第 32 条第 9 項	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課介護認定係	
処 分 基 準	関 係 条 項	介護保険法第 27 条第 10 項・第 12 項・第 32 条第 1 項
	基 準	<p>介護保険法第 27 条第 10 項から第 12 項の規定は、同法第 32 条第 1 項の申請及び当該申請に対する処分について準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、同法第 27 条第 1 項の申請に係る被保険者が、正当な理由なしに同法第 27 条第 2 項規定の調査に応じないとき、または同法第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないときは、要支援認定の申請を却下することができる。 <p style="text-align: right;">・・・(介護保険法第 27 条第 10 項)</p> ● 申請をした日から 30 日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは処分遅延のただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請にかかる被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。 <p style="text-align: right;">・・・(介護保険法第 27 条第 12 項)</p>
	参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名	要介護認定の取消し	
根拠法令及び条項	介護保険法第 31 条	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課介護認定係	
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	<p>市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。</p> <p>この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、同法第 27 条第 7 項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。 2. 正当な理由なしに、要介護認定に係る調査に応じないとき、又は同法第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		要介護認定申請処分の延期
根拠法令及び条項		介護保険法第 27 条第 11 項
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課介護認定係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から 30 日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		要支援認定の取消し
根拠法令及び条項		介護保険法第 34 条
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課介護認定係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	<p>市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。</p> <p>この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、同法第 32 条第 6 項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。 2. 正当な理由なしに、要支援認定に係る調査に応じないとき、又は同法第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名	要支援認定申請処分の延期	
根拠法令及び条項	介護保険法第 32 条第 9 項	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課介護認定係	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	<p>介護保険法第 27 条第 10 項から第 12 項の規定は、同法第 32 条第 1 項の申請及び当該申請に対する処分について準用する。</p> <p>申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から 30 日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名	老人日常生活用具の給付事業 給付費用の返還	
根拠法令及び条項	老人福祉法第 10 条の 4 第 2 項	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係	
処 分 基 準 考 考	関係条項	老人日常生活用具の給付に係る費用の負担に関する条例施行規則第 7 条第 2 項
	基準	[給付に要した費用の全部又は一部の返還] <ul style="list-style-type: none"> ・当該用具を給付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付、担保に供した場合 ・老人日常生活用具の給付を受けた者が、前 1 項の規定に違反したと認める場合には、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 12 年(2000 年)4 月 1 日設定 (平成 26 年 10 月 1 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		老人日常生活用具の給付事業 費用の返還
根拠法令及び条項		老人福祉法第10条の4第2項
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談安心係
処 分 基 準	関係条項	老人日常生活用具の給付事業実施要綱第10条
	基準	<p>【費用の返還】 虚偽その他不正な手段により当該用具の給付を受けた者があるとき又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したと認めるときには、当該用具の給付に要した費用の全部もしくは一部を返還させることができる。</p> <p style="text-align: right;">・・・同要綱第10条</p> <p>・老人日常生活用具の給付を受けた者が、前項の規定に違反したと認める場合には、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p style="text-align: right;">・・・市規則第7条第2項</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成12年(2000年)4月1日設定 (平成26年10月1日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名	助成の中止及び返還	
根拠法令及び条項	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 10 条第 8 項	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課地域支援係	
処 分 基 準	関 係 条 項	豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱第 10 条
	基 準	<p>〔助成の中止〕 被後見人等の資産状況及び生活状況の変化、死亡等により助成する理由が消滅したと認めるときは、助成を中止し又は助成額を変更する。</p> <p>〔助成額の返還〕 虚偽の申込みその他不正な手段により助成を受けたときは、助成額の全部又は一部の返還を求める。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 20 年(2008 年)4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		登録の取消
根拠法令及び条項		介護保険法第 115 条の 29
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課地域支援係
処 分 基 準	関係条項	豊中市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱第 5 条
	基準	<p>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 基準該当介護予防支援事業者が、届出に係る市町村長等から指定を取り消され、又は指定の効力の全部又は一部を停止されたとき。</p> <p>(2) 基準該当介護予防支援事業者が、当該登録に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、基準省令に規定する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(3) 基準該当介護予防支援事業者が、基準省令に規定する基準該当介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当介護予防支援の事業を継続的に運営することができなくなったと認められるとき。</p> <p>(4) 特定介護予防サービス計画費の請求に不正があったとき。</p> <p>(5) 基準該当介護予防支援事業者又はその従業員が、法第 59 条第 3 項に規定により報告又は帳簿類書類の提出若しくは提示を求められてこれに応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 基準該当介護予防支援事業者が、不正に手段により同要綱第 2 条第 2 項の登録を受けたとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		不正利得の返還
根拠法令及び条項		介護保険法第 128 条
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談安心係
処 分 基 準	関係条項	社会福祉法人が実施する介護老人福祉施設・居宅介護サービス利用者に対する軽減事業実施要綱第 10 条
	基準	偽りその他不正の行為によってこの要綱による利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減を行った社会福祉法人との協議のうえ、軽減額の全部又は一部をその者から社会福祉法人に返還するよう求める。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 12 年(2000 年)4 月 1 日設定 (令和 2 年 10 月 1 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名	豊中市家族介護慰労金支給事業 支給制限	
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係	
処 分 基 準	関係条項	豊中市家族介護慰労金支給事業実施要綱第 4 条
	基準	<p>家族介護者または要介護者が次のいずれかに該当する場合は、当該慰労金を支給しない。</p> <p>(1) 要介護者または家族介護者が介護保険料を滞納しているとき。</p> <p>(2) 要介護者が介護保険法第 4 章第 6 節に規定する保険給付の制限をうけているとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 13 年(2001 年)4 月 1 日設定 (平成 31 年 4 月 1 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名	豊中市家族介護慰労金支給事業 慰労金の返還	
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係	
処 分 基 準	関 係 条 項	豊中市家族介護慰労金支給事業実施要綱第 8 条
	基 準	偽りその他不正の行為によって、この要綱による慰労金の支給を受けたものがあるときは、当該家族介護者に対し、慰労金の全部または一部を返還させることができる。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 13 年(2001 年)4 月 1 日設定 (平成 31 年 4 月 1 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名	豊中市紙おむつ給付事業 給付の停止又は廃止	
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係	
処 分 基 準	関係条項	豊中市紙おむつ給付事業実施要綱第 8 条
	基準	次の各項目の一に該当するときは、紙おむつ給付事業を停止又は廃止する。 (1) 死亡したとき。 (2) 同要綱第 5 条 (給付対象者) の規定に該当しなくなったとき。 (3) 入院・入所等長期不在となったとき。 (4) 生活保護受給世帯になったとき。 (5) <u>その他、市長が必要でないと認めたとき。</u> ◎市長が必要でないと認めたときとは・・・今後必要に応じて内規化。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 12 年(2000 年)4 月 1 日設定 (令和 2 年 3 月 8 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名	豊中市徘徊高齢者位置情報提供システム事業 利用の停止又は廃止	
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係	
処 分 基 準	関係条項	豊中市徘徊高齢者位置情報提供システム事業実施要綱第 8 条
	基準	<p>利用者が次の各項目のいずれかに該当するときは、この要綱に基づく事業の停止又は廃止する。</p> <p>(1) 利用者が死亡したとき。</p> <p>(2) 同要綱第 5 条 (利用対象者) の規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) 医療機関入院、施設入所等で長期不在となったとき。</p> <p>(4) 徘徊位置情報システム端末装置の利用を辞退しようとするとき。</p> <p>(5) <u>その他、市長が必要でないと認めたとき。</u></p> <p>◎市長が必要でないと認めたときとは・・・</p> <p>不正な行為により、徘徊位置情報システム端末装置の利用をしているとき。</p> <p>徘徊位置情報システム端末装置を本来の目的以外に使用しているとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 13 年(2001 年)5 月 1 日設定 (令和 2 年 4 月 1 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名	豊中市在宅給食サービス事業 利用の停・廃止	
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係	
処 分 基 準	関 係 条 項	豊中市在宅給食サービス事業実施要綱第 8 条
	基 準	<p>利用者が次の項目の一に該当するときは、給食サービス事業を停止、又は廃止の豊中市在宅給食サービス事業利用廃止（停止）通知書により申込者に通知する。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 市内に居住しなくなったとき</p> <p>③ 同要綱第 5 条（利用対象者）の規定に該当しなくなったとき</p> <p>④ 入院等長期不在となったとき</p> <p>⑤ 利用者等から停止又は廃止の申し出があったとき</p> <p>⑥ <u>その他、市長が必要でないと認めたとき</u></p> <p>◎その他、市長が必要でないと認めたときとは・・・ 家族等の支援が可能となり、サービス提供の必要がなくなったとき 等</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 8 年(1996 年)4 月 1 日設定（平成 27 年 4 月 1 日最終変更）
備 考		

様式 B-2

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	豊中市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業 利用の取消し	
根拠法令及び条項	介護保険法 115 条の 45	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係	
審 査 基 準	関係条項	豊中市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業実施要綱第 12 条
	基 準	<p>[利用の取消し]・・・要綱第 12 条</p> <p>市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用決定を取り消すことができる。</p> <p>(1)前条の要件に該当する届出があったとき。</p> <p>(2)虚偽の申請により利用を決定したとき。</p> <p>(3)年間利用料の振込が一定期間なされないとき。</p> <p>(4)その他市長が利用の必要がないと認めた時。</p> <p>2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、利用者及び事業者はその旨を豊中市みまもりあいステッカー利用支援事業廃止通知書により通知しなければならない。ただし、前項(2)(3)(4)により取り消した場合は、事業者にのみ通知するものとする。</p>
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	平成 3 年(1991 年)10 月 1 日設定 (令和 2 年 6 月 1 日最終変更)
	標準処理期間	総日数 10 日
標 準 処 理 期 間	内 訳	<p>経 由 機 関 日 ()</p> <p>処 分 機 関 10 日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成 3 年(1991 年)10 月 1 日設定 (令和 2 年 6 月 1 日変更)
備 考		